第３章　基本理念と基本目標

１　基本理念

少子高齢化の進行や核家族化、単身世帯の増加といった家族形態の変化に伴い、家庭・地域・職場など、あらゆる生活領域で人と人とのつながりが急速に薄れ、支え合いの基盤が弱体化してきています。

このような環境の中で、誰ひとり取り残すことなく、多様化・複雑化・複合化した課題に立ち向かい、誰もが「安心・安全」に暮らすことができる社会を実現するためには、私たち全員が「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、誰もが役割を持ち、お互いの個性や尊厳を認め合いながら共に「支え合い」、日々の生活に楽しみと「生きがい」をもって暮らすことができる「地域共生社会の実現」を目指す必要があります。

そのためには、人と人、人と地域の「つながり」を再構築し、地域における身近な人とのつながりの価値を再認識すること、そして、つながりあう中で、困りごとを抱えた人や家庭があれば支援の手を差し伸べる、あるいは自分に困りごとができた時は周りに気軽に相談できることが当たり前の地域づくりを進めなければなりません。

第５期八戸市地域福祉計画では、「地域共生社会」の実現のため、「つながり」、「支え合う」、「安心・安全」、「生きがい」といった言葉をキーワードとして、次のとおり基本理念を定めます。

［基本理念］

みんながつながり、みんなで支え合う、
安心して暮らせるまち　はちのへ
～誰もが生きがいを持ち、自分らしく
暮らせる地域を目指して～

２　基本目標

本計画及び「八戸市健康と福祉のまちづくり条例」の基本理念実現のため、次の４つの基本目標を掲げ、地域福祉を推進します。

基本目標１　健康で生きがいのある生活を送ることができる環境づくり

地域住民が主体となった健康づくりや介護予防、高齢者・障がい者等の自立や生きがいにつながる社会参加支援等の取組を通じ、市民一人ひとりの生活の質の向上を図り、健康で生きがいのある生活を送ることができる環境づくりを進めます。

基本目標２　誰もが尊重され、誰もが公平に支援を受けられる体制づくり

生活困窮者の自立支援や判断能力が低下した方の権利擁護、複合化した生活課題や制度の狭間にある課題に対応できる包括的相談支援体制の構築、多機関協働による課題解決のためのネットワークの構築等に取り組み、市民がどのような困難に直面したときにも、個人として尊重され、必要なときに適切な福祉サービスを公平に受けられる体制づくりを進めます。

基本目標３　みんなが共に支え合う、安心・安全な地域づくり

防災・防犯対策のほか、地域における住民相互のつながりや支え合いの活動、ボランティア・ＮＰＯ活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域の課題を把握し、解決を試みるための基盤づくりを進め、同時に移動手段の確保等、暮らしやすい生活環境の整備に取り組み、市民が安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

基本目標４　思いやりの心と、地域福祉の担い手づくり

地域福祉を支える様々な活動を担う個人や団体の育成・支援に取り組むとともに、各種研修会や講座、児童・生徒への福祉教育などを通じ、地域福祉に関する市民一人ひとりの意識・関心を高め、思いやりや支え合いの心を育み、地域福祉活動の担い手となる人づくりを進めます。

【参考】八戸市健康と福祉のまちづくり条例（抜粋）

（基本理念）
第３条　市民、事業者及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、健康と福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。
(1) 市民が生涯を通じて心身ともに健康で、生きがいを持って生活を営むことができる社会
(2) 市民が個人として尊重され、だれもが公平に健康福祉サービスを享受できる社会
(3) 市民が地域で支え合い、安全に、安心して生活を営むことができる社会
(4) 市民が互いを思いやる気持ちを持つ、人にやさしい福祉社会

３　施策体系

基本理念

みんながつながり、みんなで支え合う、安心して暮らせるまち　はちのへ
～誰もが生きがいを持ち、自分らしく暮らせる地域を目指して～

基本目標 1
健康で生きがいのある生活を送ることができる環境づくり

- （１）健康づくりの推進
- （２）高齢者や障がい者等の社会参加の促進
- （３）地域医療体制の整備
- （４）多様な生き方や働き方が選択できる環境の整備

基本目標 2
誰もが尊重され、誰もが公平に支援を受けられる体制づくり

- （１）自立支援と権利擁護の推進
- （２）相談支援体制の充実と適切な情報発信
- （３）課題解決に向けたネットワークの強化
- （４）再犯防止施策の促進

基本目標 3
みんなが共に支え合う、安心・安全な地域づくり

- （１）防災・防犯対策の充実
- （２）住民同士がつながり、支え合う体制の推進
- （３）ボランティア・ＮＰＯ活動の促進
- （４）誰もが暮らしやすい生活環境の整備

基本目標 4
思いやりの心と、地域福祉の担い手づくり

- （１）担い手の育成と活動の支援
- （２）福祉教育の推進と福祉意識の醸成
- （３）世代間交流の促進

４　圏域の考え方

地域における福祉活動については、人口や地理的条件、生活文化などの事情も踏まえ、取組の内容に応じて柔軟に捉える必要があります。

本計画では、それぞれの役割等を踏まえて、以下の６層の「圏域」を設定し、相互に連携・補完しながら、地域生活課題などを段階的に共有し、課題解決に向けた取組を重層的に展開することで、市全体として地域福祉の推進を図ります。

「自分」を中心とする圏域

八戸市民の方ご自身や、その御家族及び親族、同居されている方など、対象の方にとって最も身近で相談もしやすい圏域です。

「隣近所」を中心とする圏域

町内会の班や向こう三軒両隣と言われるような範囲で、日常的な挨拶や付き合いを通して、生活上の簡単な支援（見守りやごみ出し等）や異変に気付いたときの通報などが期待される圏域です。

「町内会」を中心とする圏域

お住まいの地域の町内会やシニアクラブなど、防犯・防災、環境美化に関する活動や住民の親睦活動など、日常的に行われている活動を通して、福祉ニーズへの「気づき」や災害時の避難支援、要援護者の見守り等が期待される圏域です。

「連合町内会・小中学校区」を中心とする圏域

連合町内会や地区社会福祉協議会及び小・中学校や地区公民館などが設置され、組織的な自治活動や福祉活動が行われている範囲です。地域の特性に応じた様々な活動を展開する中で、住民が主体となって課題を把握し、解決を試みるような取組が期待される圏域です。

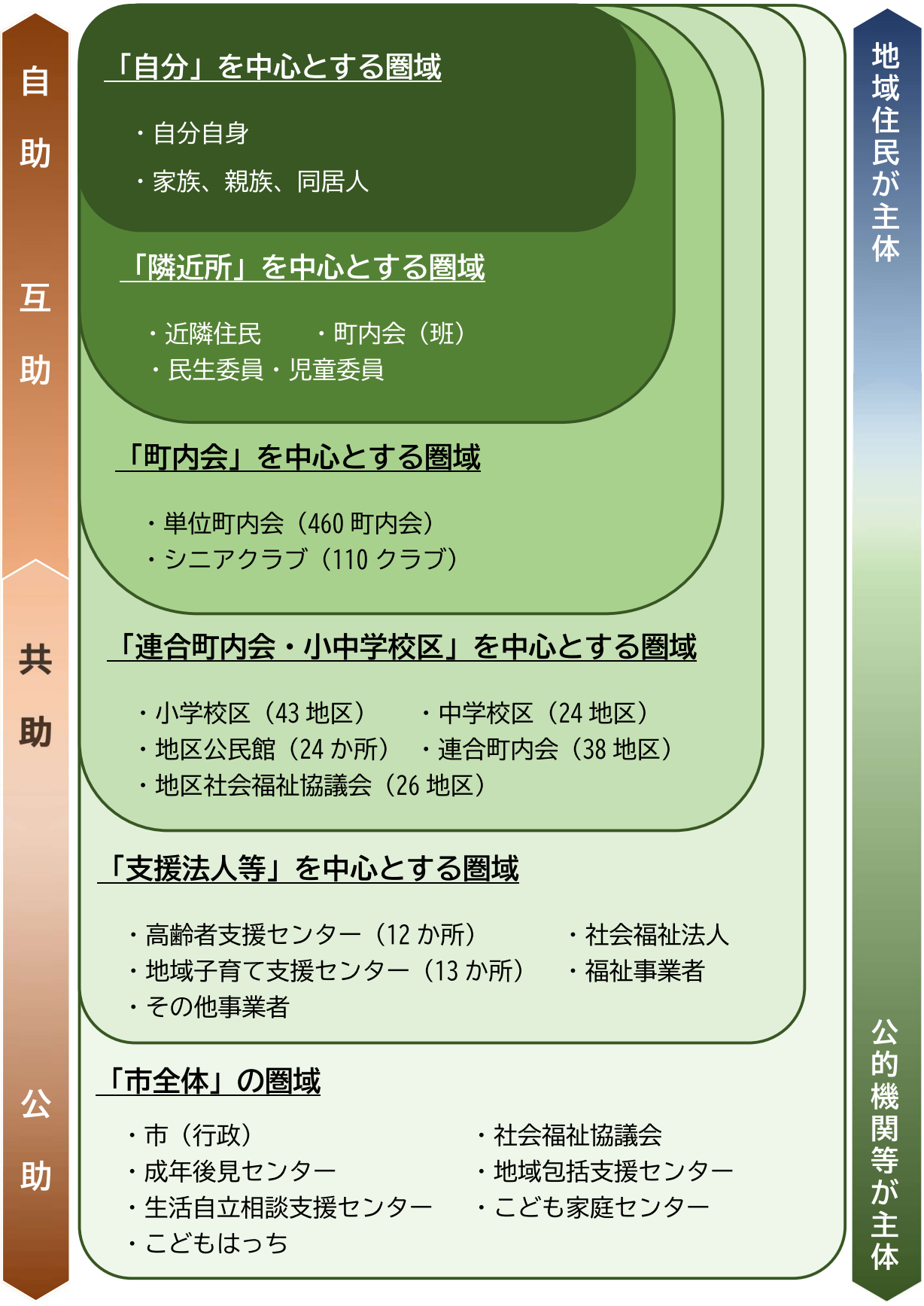
「支援法人等」を中心とする圏域

高齢者支援センターや地域子育て支援センターなどが設置される範囲で、地域にある公的な相談支援機関や事業所等がネットワークを構築し、小さい圏域では解決が困難な課題への対応が期待される圏域です。

「市全体」の圏域

市全体を範囲とし、住民に身近な圏域では対応が難しい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援が行われる圏域で、主に行政機関が主体となって取組を推進します。

【参考：圏域のイメージ】



※団体数・設置箇所数等は令和８年６月末現在

【参考】分野別計画における圏域設定

『第９期八戸市高齢者福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）』

「日常生活圏域」として、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、「12 の圏域」を設定しています。各圏域には、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が続けられるように様々な支援を行う総合機関として、高齢者支援センターを設置しています。

①市川・根岸	②下長・上長	③田面木・館・豊崎	④長者・白山台
⑤三八城・根城	⑥小中野・江陽	⑦柏崎・吹上	⑧是川・中居林
⑨大館・東	⑩白銀・湊	⑪白銀南・鮫・南浜	⑫南郷

『八戸市こども計画（子ども・子育て支援事業計画）』

「教育・保育提供区域」として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、市内全体を「４区域」として設定しています。区域ごとに、需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスをみて、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備し、推進していくこととしています。

①北部地区（市川・下長・三八城地区）
②西部地区（豊崎・上長・館・根城・長者地区）
③東部地区（吹上・小中野・柏崎・湊・大館・白銀・鮫・南浜地区）
④南部地区（是川・南郷地区）